

氏 名：北川 元気 議員

項 目：新ごみ処理施設建設に係る実証実験中止決定の経緯と判断の妥当性について

Q 1：焼却炉方式だと彦根市の負担は約 2 9 9 億円、トンネルコンポスト方式だと国の補助が 1 / 3 でも約 2 6 0 億円で、約 3 9 億円も安くなるということが過去の議会答弁から算出できる。この事実を議会に説明せず中止を決定した理由は何か。

A 1：前回の調査・検討では、構成市町が唯一、費用負担できるごみ処理方式は、好気性発酵乾燥方式のフラフで、交付率 1 / 2 を実現した場合のみであるという結論となり、議会の皆さまに対しても、そのようにご説明してまいりました。

具体的な金額で申し上げますと、交付金を除いた施設建設費と 2 0 年間運営費を合わせた総事業費で、約 3 7 8 億円の試算でございました。

このたび、環境省から、フラフでも交付率 1 / 3 として交付金の対象とすることが示されましたが、その条件で総事業費を試算いたしますと、約 4 0 0 億円となり、議員ご指摘のとおり、前回調査における熱回収方式の総事業費 4 1 3 億円と比較して安価となります。

しかしながら、それでも構成市町が負担できる額ではなく、今後、交付率 1 / 2 に拡充される見込みがないことを踏まえて、好気性発酵乾燥方式を断念する方針に至ったものでございます。

したがって、今回の検討におきましては、前回調査において唯一、構成市町が費用負担可能とされた総事業費約 3 7 8 億円を目標として、検討を進めてまいりたいと考えております。

Q 2：この約 3 9 億円の差額は、国の補助が 1 / 2 にならなくても焼却炉より安いことを示している。なぜ実証実験をして、少しでも有利な条件を引き出す努力を続けたのか。

A 2：前回調査の結果において、構成市町が唯一費用負担可能とされたごみ処理方式は、好気性発酵乾燥方式のフラフで交付率 1 / 2 が適用された場合に限られ、その総事業費は約 3 7 8 億円とされておりました。

この結果を踏まえ、今回の管理者会議におきましても、交付率 1 / 2 が実現できなければ、財政的に好気性発酵乾燥方式での整備は難しいという議論がございました。そのような中で、仮に実証実験を実施したとしても、環境省が示している交付率 1 / 3 という現行の枠組を超えて、交付率 1 / 2 という、より有利な条件を引き出すことは極めて困難であると判断されたため、実証実験を見送る方針となったものでございます。

Q 3 : 今回配られた資料に、この費用比較の数字が一切載っていないのは、議会が正しく判断するための情報を隠したことにならないか。

A 3 : 先ほど申し上げました、熱回収方式における総事業費約 4 1 3 億円につきましては、前回調査の報告書に記載しているものでございます。

一方、好気性発酵乾燥方式のフラフにつきましては、前回調査では、交付率 1 / 2 を想定した場合の約 3 7 8 億円のみを試算しており、今回の交付率 1 / 3 の場合の試算約 4 0 0 億円は、あらためて事務局にて簡易的に算出したものでございます。

先ほどご答弁申し上げましたとおり、構成市町が費用負担可能とされましたのはあくまで交付率 1 / 2 を前提とした約 3 7 8 億円であり、議員ご指摘の比較対象である交付率 1 / 3 の場合の約 4 0 0 億円や、熱回収方式の約 4 1 3 億円についてはいずれもその上限を超えております。

そのため、今回の配布資料にはこれらの試算結果は掲載しなかったものであり、意図的に情報を隠したということではございません。

Q 4 : 中止を決める前に、環境省の話以外で、事務局や管理者が自分たちで計算した費用やリスクの見積もりはあるのか。あるなら、その内容を公開するべきではないか。

A 4 : 好気性発酵乾燥方式に関する主なリスクとしましては、ご承知のとおり、フラフの販売先が現時点で 1 社に限られていること、またこの方式の事業運営を担える事業者が、三豊市の施設を運営している事業者と新たに参入された 1 社の、計 2 社にとどまっていることが課題でございました。

こうした事業者の制約につきましては、前管理者において、およそ 2 年にわたり J V（共同企業体）の形成をはじめ、さまざまなチャネルを通じて事業者への働きかけ等を積極的に行っていたいておりますが、残念ながら現時点においても具体的に新たな事業者側の動きは見られない状況であります。

こうした状況を踏まえ、当初は費用面の優位性に期待しつつ同時に事業者リスクの克服にも取り組んでまいりましたが、環境省からの交付金が 1 / 2 ではなく 1 / 3 となる見通しが示されたことにより当初想定していた財政的なメリットが大きく損なわれることとなりました。

その結果、財政面・事業面の両方においてリスクの高い方式を継続するよりも早期に方針を見直すことが適切であるとの判断に至ったものでございます。

Q 5 : 「西清崎地区での整備を前提とした熱回収方式」への方向転換は、施設規模や事業費に大きく影響する。この重大方針を十分な比較検討・住民説明なしで進めることを正当化できる根拠は何か

A 5 : 今回の方針転換につきましては、これまで進めてまいりました好気性発酵乾燥方式

によるフラフ化の施設整備において、交付金 1 / 2 を確保することが困難となったことを受け、今後の代替検討案として、西清崎地区での整備を前提とした熱回収方式を検討対象としてお示ししたものでございます。

この方針は、現時点で最終決定されたものではなく、本定例会にご提案申し上げます「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画変更業務」において、事業費の縮減を前提に、しっかりと検討を行う予定でございます。

その検討結果を踏まえ、具体的な変更案として取りまとめたうえで、議員各位をはじめ、住民の皆さまにも丁寧にご説明を行い、ご意見をいただきながら最終的な方針を決定してまいりたいと考えております。

Q 6 : 施設の方式を変えることで、建設費がさらに上がる可能性は検討したのか。検討した場合、その具体的な数値を示すべきではないか。

A 6 : これまでご答弁申し上げますとおり、今回の検討は、構成市町が費用負担可能な水準に抑えることを目的として進めるものであり、建設費がさらに増加する方向での検討は行っておりません。

検討にあたっては、費用縮減を前提に多角的な視点から検討し、目標とする事業費の範囲内に収まる施設整備計画変更案の作成を目指してまいります。

Q 7 : 実証実験を中止すれば、事実上焼却方式一択となり競争原理が働かなくなり、地域経済や循環型社会への波及効果を縮小させる懸念について、管理者はどう考えているか。

A 7 : 議員ご指摘の点につきましては、好気性発酵乾燥方式をごみ処理方式の選択肢に入れなければ、一概に競争原理が働かないものとは考えておりません。

それは、当組合の新ごみ処理施設整備事業においては、構成市町の財政的制約が最大の課題でありこの点は熱回収方式を提案する事業者も十分に認識しているものと考えられるためです。

また、地域経済や循環型社会への波及効果につきましても、処理方式の違いにかかわらず事業者選定の過程で「地域貢献度」を評価項目に取り入れることで、一定の効果を期待できると考えております。

こうした観点から、今後の整備においても、地域経済への配慮を含めた総合的な視点で検討を進めてまいりたいと考えております。

Q 8 : 建設費だけでなく、20年、30年使い続ける間の維持費や運営費まで含めた場合、トンネルコンポスト方式と焼却炉方式のどちらが本当に有利なのか、数字で説明すべきではないか。

A 8 : 今おっしゃっていただいている数字であります、好気性発酵乾燥方式の1／3の場合の400億という数字、ならびに熱回収方式での数字については答弁で答えをさせていただいたとおりであります。

ただ、数字、金額的な課題だけではなく、施設を1日も早く整備していくにはどちらが、スピードが早いかといった点も、私は無視できない課題だという認識で今回提案の説明にも申し上げてきたところでございます。

金額的な上昇等々は今後しっかりと対比をさせる形で議論をし、そしてお示しをしていかなければならないと思います。

ただ、おっしゃってくださるその金額的な問題に加えて、施設が待ったなしの状況にあるということも決して看過できない課題だと私は認識をし、今回の計画見直しを提案させていただきました。